



1042

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和 7 年 9 月 9 日

群馬県知事 あて

主たる事務所 群馬県太田市藪塚町1610番地2

所 在 地

名 称 医療法人社団一楨会 伏島歯科医院

理 事 長 伏 島 昇 一

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



様式 1

事業報告書

(自 令和6年8月1日 至 令和7年6月30日)

(1) 名 称 医療法人社団一槓会 伏島歯科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県太田市藪塚町 1610 番地 2

(3) 設立認可年月日 令和5年6月28日

(4) 設立登記年月日 令和5年7月11日

(5) 役員及び評議員

[illegible]

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	医療法人社団 一槓会 伏島歯科医院	1032530402	群馬県太田市 藪塚町1610番地2	
介護老人保健施設				
介護医療院				

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 8 月 9 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 8 月 9 日 理事報酬の決定

令和 7 年 8 月 9 日 令和 7 年度の借入金額の最高限度額の決定

令和 7 年 6 月 24 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

様式 2

法人名 医療法人社団一横会 伏島歯科医院
所在地 群馬県太田市藪塚町1610番地2

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 7 年 6 月 30 日現在)

1. 資 産 額	39,326 千円
2. 負 債 額	24,022 千円
3. 純 資 産 額	15,304 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,968
B 固 定 資 産	16,358
C 資 産 合 計 (A+B)	39,326
D 負 債 合 計	24,022
E 純 資 産 (C-D)	15,304

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団一横会 伏島歯科医院
所在地 群馬県太田市藪塚町1610番地2

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 7 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	22,968	I 流 動 負 債	9,355
II 固 定 資 産	16,358	II 固 定 負 債	14,667
1 有 形 固 定 資 産	14,850	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	1,266	負 債 合 計	24,022
3 そ の 他 の 資 産	242	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	5,304
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	15,304
資 産 合 計	39,326	負債・純資産合計	39,326

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団一横会 伏島歯科医院
所在地 群馬県太田市戴塚町1610番地2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	81,559
2 事業費用	79,396
本来業務事業利益	2,163
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,163
II 事業外収益	3,768
III 事業外費用	371
経常利益	5,560
IV 特別利益	0
V 特別損失	118
税引前当期純利益	5,442
法人税等	881
当期純利益	4,561

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団一楨会 伏島歯科医院
理事長 伏島 昇一 殿

私は、医療法人社団一楨会伏島歯科医院の令和6会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年8月9日



様式5

法人名 医療法人社団一樹会 伏島歯科医院
所在地 群馬県太田市蔵塚町1610番地2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	伏島 昇一	医師	当法人理事長 不動産の賃貸	賃借料の支払	540	-	0
役員	伏島 榮子		当法人監事 不動産の賃貸	賃借料の支払	168	-	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)